

大阪市外郭団体の指定及び指定解除について

(平成 25 年 7 月 1 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

1. 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人」は、次に掲げる要件のいずれかに該当する必要がある。

(1) 本市施策の実現手段

本市事業の経営形態の見直しや法律等によって定められた事業スキームの活用など本市施策を実施するために、本市が関与する法人が必要である場合をいう。

(2) 民間法人の不存在

事業を実施可能な民間事業者や N P O 法人等が見いだしがたい場合をいう。

(3) 費用対効果等の優位

法人を設置・活用する場合の方が、市直営や民間事業者及び N P O 法人等を活用した場合よりも、施策実施成果やその費用対効果が優れている場合をいう。

(4) 市・民間共同事業実施の必要性

民間のみでは実施することが困難な事業で、事業が軌道に乗るまで、公的資金や人材などを活用しなければならない場合をいう。

(5) 特定団体

特定調停の内容に従って大阪市特定団体経営監視会議により経営監視を行い、経営再建に取り組む法人をいう。

2. 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの」及び同項第 2 号に規定する「本市が資本金等を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしている法人」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 株式会社

ア 本市が資本金等の 50% 以上を出資している法人

イ 本市が資本金等の 25% 以上 50% 未満を出資している法人で、人的関与又は財政的関与が存在するもの

ウ 本市が資本金等の 25% 未満を出資している法人で、人的関与が存在し、かつ財政的関与が法人総収入の 2 分の 1 以上存在するもの

- (2) 一般社団法人及び一般財団法人（公益認定を受けた法人を含む）、地方公社並びに社会福祉法人
- ア 本市が資本金等の25%以上を出資又は出えんしている法人で、人的関与若しくは財政的関与が存在するもの
- イ 本市が資本金等の25%未満を出資又は出えんしている法人で、人的関与が存在し、かつ財政的関与が法人総収入の2分の1以上存在するもの
- (3) 上記法人以外で、本市が損失補償等を行っている法人

※人的関与：本市職員の常勤役員への就任、本市OB職員の常勤役員への就任（公募により常勤役員に就任した場合を除く）

※財政的関与：本市からの補助金・交付金・負担金等、貸付金、競争性のない随意契約による委託事業、その他財政的支援と認められるもの

3. 外郭団体指定の特例

前記1及び2に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、外郭団体に指定しないことができる。

- (1) 国や他の地方公共団体による関与が強く、本市が指導監督する範囲が狭い法人
- (2) 地方独立行政法人法その他個別の法令により、関与の公正性・透明性を確保するための仕組みが整備されている法人
- (3) 外郭団体の子法人

4. 外郭団体設立・外郭団体指定の際の審査

所管所属長は、外郭団体設立・外郭団体指定のために資本金、基本金、その他これらに準ずるものの出資又は出えん等を行う場合は、設立等に係る調整を行ったうえで、事前に総務局長に協議することとし、総務局長は協議事項を精査のうえ、大阪市外郭団体評価委員会に審議を依頼するものとする。

なお、次の点に留意し、前記1及び2の要件を満たしているかどうかを精査すること。

- 法人設立・関与の政策目的の明確化
- 市関与の解消見込み時期・方策
- 法人形態の適切さ
- 事業範囲及び事業計画の具体化
- 資本金規模及び市の出資割合
- 組織及び人事等の運営体制
- 収支見通しの明確化
- 法人運営における市の役割の明確化
- 設立に当たっての基本的事項について関係者間での合意

5. 外郭団体指定解除の際の審査

所管所属長は、条例第2条第1項の外郭団体に対する本市の関与について見直され、前記2の要件を下回ったうえ、外郭団体としての監理が必要ないと認める場合については、総務局長に協議を行い、総務局長は協議事項を精査のうえ、大阪市外郭団体評価委員会に審議を依頼するものとする。